

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和7年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

3月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔びん・かん ペットボトル〕	2分別 〔ガラス・ 陶磁器類〕	3分別 〔電化製品 金属アルミ類〕	蛍光管・電球 電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙ハック衣類 雑誌・雑がみ ダンボール〕
1日								
2月	飯・東				飯			
3火	野・南							
4水		飯・東・南					野・南	
5木	飯・東	野						
6金	野・南				野			
7土			東					
8日								
9月	飯・東				南			
10火	野・南							
11水		飯・東・南					飯・東	

12木	飯・東	野						
13金	野・南				東			
14土			飯					
15日								
16月	飯・東							
17火	野・南							
18水		飯・東・南					野・南	
19木	飯・東	野						
20金	野・南							
21土			野					
22日								
23月	飯・東							
24火	野・南							
25水					飯・東・南		飯・東	
26木	飯・東				野			
27金	野・南							
28土			南					
29日								
30月	飯・東							
31火	野・南							

ごみ袋の出し方について
 ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋からごみがでないように袋の口をしっかりと結んで出しましょう！

- ・別紙「令和7年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況（台風や大雪）でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

医療をめぐる人権

感染症に対する知識や理解不足から、社会生活のさまざまな場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるがないように、正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めることが大切です。正しい情報や知識に基づいて、人権に配慮した行動をしていきましょう。



<人権に関する相談窓口>

九重町隣保館 ----- 0973-76-2468
 みんなの人権 110番 ----- 0570-003-110

<医療・病気に関する相談窓口>

九重町健康・子育て支援課 ----- 0973-76-3828

身元調査等によるプライバシーなどの権利侵害をふせぐために
 ~本人通知制度に登録しましょう~

犬の飼い方

犬を飼うときは



🐾 放し飼いしない

犬の放し飼いは、まわりの人に恐怖を与える危険な行為です。

飼い主の知らないところで、人に迷惑をかけていたり、危害を加えていたりするかもしれません。また、交通事故や迷い犬になってしまう可能性もあるので、犬の放し飼いはしないでください。

●散歩の時は必ずリードを着ける！

散歩は、犬の健康に欠かせない運動をさせるためにも大切であり、毎日のことだけにそのマナーは重要です。町内でもリードを着けずに散歩をしていたために犬が逃げ出してしまい、近隣の方が怖い思いをしているといったことが発生しています。

❗ 放し飼いは、「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反する行為です。

🐾 フンの処理をする

飼っている場所（ご自宅等）のフンの後始末や散歩時のフンの放置に関する苦情が多く寄せられています。飼っている場所は清潔に保ち、散歩時には排泄したフンは飼い主が処理袋に入れ持って帰り、燃えるゴミとして出すかトイレに流しましょう。

🐾 しつけをする

犬はしつけをすることにより、排泄のコントロールができます。無駄吠え等を減らすことにもつながります。頻繁な鳴き声は近隣の方の迷惑となることがあるため、しつけをするようにしましょう。

🐾 繁殖制限の励行

子犬が生まれることを望まないのであれば、去勢、不妊手術を受けましょう。

このえ健康ダイヤル
 (電話による健康・医療相談サービス 0120-511-658)